正しく判定! 法人税の損金算入・不算

第2回 期中に役員給与の減額は可能?

公認会計士 · 税理士 溝端 浩人 税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。今期は業績が芳しくないので、利益確保のため来月から役員全員の給与を下げて 何とか利益を確保しようと思っています。

期中に役員の給与を下げることで何か税務上問題になる点はあるのでしょうか?



役員給与は、①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与のいずれかに該当する場合(不相当に高額な部分 を除く)に限り、損金に算入することができます。よって、期中に役員給与の減額改定を行った場合は、定期同額給与等 に該当しなくなるため、役員給与の一部が損金不算入となってしまいます。

ただし、定期同額給与の例外として、役員給与の全額を損金に算入することができる場合があります。



●役員給与の全額を損金算入することができる減額改定

役員給与の減額改定が次のいずれかの事由により行われる場合には、定期同額給与の例外として役員給与の全額を損金に算入すること ができます。

1 3 か月以内改定により行われる場合

役員給与の改定が、定時株主総会で行われる等、当該事業年度開始の日の属する会計期間3か月経過日までに行われている場合が該当 します。

2 役員の職制上の地位の変更等の事由により行われる場合

専務取締役又は常務取締役が平取締役に降格した場合等が該当します。

3 業績悪化改定事由により行われる場合

経営状況の著しい悪化等の事由により行われる場合が該当します。経営状況の著しい悪化等に該当するかどうかは、下記のフローチャ 一トで判断します。

よって、業績や財務状況、資金繰りの悪化といった事実が生じていたとしても、利益調整のみを目的として減額改定を行う場合や、一 時的な資金繰りの都合、単に業績目標に達しなかったことにより減額改定を行う場合は、経営状況の著しい悪化等の事由に該当しないの で注意が必要です。

【経営状況の著しい悪化等に該当するかの判定】

下記のような状況に該当するか?

- 1 財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕している状況
- 2 経営状況の悪化に伴い第三者である利害関係者(株主、債権者、取引先等)との関係上、役員給与を減額せざるを得ない事情* か生 じている状況



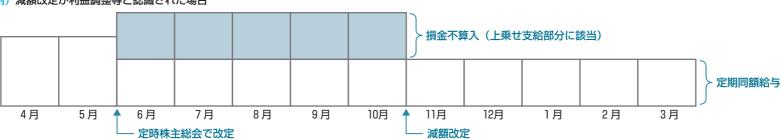
No

経営状況の著しい悪化その他これに類する理由(業績悪化改定事由)に該当し 損金算入

利益調整等と認識され、一部が損金不算入*2

- * 1 第三者である利害関係者との関係上、役員給与を減額せざるを得ない事情とは
 - ① 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任による場合※
 - ② 取引銀行との間で行われる借入金返済リスケジュールの協議における場合
 - ③ 業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から経営状況の改善を図るための計画策定による場合
 - ※ 同族会社等、株主が少数かつ役員の一部の者が株主である場合や株主と役員が親族関係にある場合には、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的 に説明できるようにする必要があります。
- * 2 利益調整等と認識された場合には、定期同額給与部分は減額後の金額部分であり、減額前の役員給与は、定期同額給与の上乗せ支給を行っていたものであるとして、 この上乗せ支給部分が損金不算入となります。

(例) 減額改定が利益調整等と認識された場合







溝端 浩人(公認会計士·税理士) 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認 会計士事務所開業。株式会社コンサルティン グ・モール代表取締役。

【事務所】大阪市天王寺区(谷町九丁目)

松本 栄喜 (税理士)

大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中 公認会計士事務所にて実務を経験後、平 成18年に税理士事務所開業。税理士法人 松本会計事務所代表。 【事務所】大阪市淀川区西中島



「図解・業務別 会社の 税金実務必携」(共著)他

